

人事院公示第5号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第4号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和2年3月31日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一・二 (略) 三 人事院規則16—3（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項 (1)～(8) (略) <u>(8の2) 第19条の4の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。</u> <u>(8の3) 第19条の5の規定に基づき、人事院が定めることとされている遺族及び額について定めること。</u> (9)・(10) (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一・二 (略) 三 人事院規則16—3（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項 (1)～(8) (略) (新設) (新設) (9)・(10) (略)

<p>(11) <u>第19条の14第1項の</u> <u>規定に基づき、人事院が定め</u> <u>ることとされている障害につ</u> <u>いて定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(12) <u>第19条の14第3項の</u> <u>規定に基づき、人事院が定め</u> <u>ることとされている事項につ</u> <u>いて定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

2 この決定による改正は、令和2年4月1日から効力を発生する。